

ワコーレ RG 北本シャトルバス有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ワコーレ RG 北本団地管理組合法人(以下、「管理組合」という。)が運行するシャトルバス(以下、「シャトルバス」という。)に有料で広告を掲出することについて必要な事項を定める。

(広告の種類)

第2条 この要綱の対象となる広告の種類は、次に掲げるものとする。

車内広告 シャトルバス(低床バスに限る。)の車内上部の掲示枠に掲出するもの

(広告の規格)

第3条 広告の寸法は次のとおりとする。

縦 297 ミリメートル及び横 420 ミリメートルのA3サイズ(横向きに限る。)の紙に印刷し、又は描画したもの

(広告掲出枠)

第4条 広告の掲出枠は、20枠とする。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料(以下「掲出料」という。)は、次のとおりとする。ただし、急な車両の修理等やむを得ない事情によりシャトルバスが一時的に運行できなくなった場合であっても、掲出料は返金しない。

月額 1枚につき 税込1,500円(ワコーレ RG 北本居住者に限る。)

月額 1枚につき 税込3,000円(上記以外)

(広告掲出期間)

第6条 広告掲出期間は、1か月を単位とし、申し出により1か月単位の延長を認める。広告掲出後、掲出期限2週間前までに延長の申し出がなかった場合には、掲出期間経過後に撤去するものとする。

(広告の作成)

第7条 広告の掲出を希望する者は、広告掲出申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、広告掲出開始希望日の3週間前までに管理組合に提出するものとする。

(広告掲出の決定)

第8条 管理組合は、前条に規定する申込書の提出があったときは、理事会において審査のうえ、広告掲出の可否を決定し、(様式第2号)により広告掲出申込者に通知するものとする。

2 管理組合は、掲出を希望する広告の内容が次に該当する場合を除き、掲出を認めるものとする。

- ① 政治・宗教に関するもの
- ② 風俗営業に関するもの
- ③ 特定の団体や個人を誹謗中傷するもの
- ④ その他、管理組合がシャトルバスに掲出するのにふさわしくないと判断するもの

3 掲出できる数を超える申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

（施行期日）

1 この要領は、2024年 7月20日から施行する。

(様式第1号)

ワコーレ RG 北本シャトルバス有料広告掲出申込書

年 月 日

ワコーレ RG 北本団地管理組合法人 様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

代表者名

電話番号

ワコーレ RG 北本シャトルバス車両に下記のとおり広告を掲出したいので、広告の原稿を添えて申し込みます。

なお、掲出の可否については、ワコーレ RG 北本団地管理組合法人の審査結果に従います。

記

希望する掲出期間						年	月から	年	月まで
(月間)									
希望する枠数						枠			
掲出料	月額(1,500円・3,000円) × 枠 × 月 = 円								
備考									

(様式第2号)

ワコーレ RG 北本シャトルバス有料広告掲出・不掲出決定通知書

年 月 日

様

ワコーレ RG 北本団地管理組合法人

年 月 日に申込みのありましたワコーレ RG 北本シャトルバスへの広告
掲出については、次のとおり決定しましたので通知します

掲 出 の 可 否	☐ 掲 出
	☐ 不掲出 該当理由(該当する事項に○) ① 政治・宗教に関するもの ② 風俗営業に関するもの ③ 特定の団体や個人を誹謗中傷するもの ④ その他、管理組合がシャトルバスに掲出するのにふさわしくないと判断するもの
掲 出 枠 及 び 掲 出 期 間	掲 出 枠 枠 掲出期間 年 月から 年 月まで(月間)
掲 出 料	月額(1,500 円・3,000 円) × 枠 × 月 = 円
備 考	